

夏休みの過ごし方

令和4年7月
枚方市立津田小学校

名前

きまりをまもり安全で楽しい夏休みにしよう
しんどい時など、マスクを外しましょう。熱中症から『命』を守ろう

★《規則正しい生活を》

- ◎早寝・早起きをしよう。
- ◎外から帰ってきたら、うがい・手洗いをしよう。
- ◎おうちや近所の人・友だちに大きな声であいさつをしよう。



★《きまりを守って安全に》

- ◎出かける時はおうちの人に「だれと」「どこに」「いつまで」を言ってから行こう。
- ◎さみしい所・暗い所(人通りの少ない道・空き家など)には行かないようにしよう
- ◎不審者に気をつけ、外で一人で行動しないようにしよう。
 - ・知らない人にはついていかない。
 - ・自分や友達に知らない人に連れて行かれそうになったら、大声で助けを呼び大人に言いましょう。
- ◎おそくとも5時半までには家に帰りつくようにしよう。
- ◎公園の使い方のルールを守ろう。
- ◎近くにある子ども110番の家を知っておき、大人に助けを求めよう。
- ◎何か危ないことがあったら、防犯ホイッスル・ブザーを使用し、大声を出し、おうちの人に言いましょう。
- ◎おこづかいはいは、よく考えて上手に使う。
 - (お金の貸し借り・おごったりするのはやめよう)
- ◎子どもだけでは行かないようにしよう。
 - (川・池・プール・ゲームセンター・遊園地・映画館・スーパー・お店など)
- ◎危険な遊びはぜったいにしない。
 - (線路での遊び・夜遊び・自転車の二人乗り・火遊び・エアガンなどの危ない遊びなど)
- ◎人の家の電話番号を、勝手に教えない。



★《スマホやインターネットの使い方に気をつけよう》

- ◎スマホやインターネットゲーム内でお金やポイントをあげたり、もらったりしない。
- ◎人を傷つける書きこみはしない。
- ◎出会い系サイトなどにアクセスして直接人と会わない。

事故や事件等があった場合は、警察に連絡を。	
その後、学校へ連絡を。	
津田小学校	Tel. 050-7102-9052
交野警察署	Tel. 072-891-1234



おうちの方へ

被害にあった時は、まず警察へ連絡して下さい。(交野警察署Tel.072-891-1234)
その後、津田小学校(050-7102-9052)へもお知らせください。

～教育相談機関～

○子どもの笑顔を守るコール(枚方市)

いじめ専用ホットライン Tel.072-809-7867 教育安心ホットラインTel.072-809-2975 (平日午前9時～午後5時30分土日祝年末年始除く)

○子どもの育ち見守りセンター 家庭児童相談 Tel.050-7102-3221 (平日午前9時～午後5時30分土日祝年末年始除く)

○大阪府中央子ども家庭センター Tel.072-828-0161

○大阪府教育センター「すこやか教育相談」

・子どもからの相談 すこやかホットライン Tel.06-6607-7361

Eメール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

・保護者からの相談 さわやかホットライン Tel.06-6607-7362

Eメール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

電話相談: 午前9時30分～午後5時30分 月～金(祝日・休日・年末年始を除く)

Eメール相談: 24時間受付(回答は後日)

FAX相談 06-6607-9826

○すこやか教育相談24 Tel.0120-0-78310

24時間対応の電話相談口(IP電話からはかかりません)

○被害者救済システム「子ども家庭相談室」

Tel.フリーダイヤル0120-928-704(18歳未満のみ対応)

Tel.06-4394-8754(保護者からの相談も対応)

午前10時～午後8時 月・火・木曜日(祝日・休日を除く)

○児童相談所全国共通ダイヤル

Tel.189(児童虐待に関する通告や子育ての悩み等の相談窓口)

○『LINE相談』

実施日: 毎週月曜日

相談時間: 17時～21時

『LINE相談』カード(配付済)に掲載されているQRコードからアクセスできます。



大阪府青少年健全育成条例より 抜粋

＜夜間営業を行う施設への立入制限＞

条例第24条

ゲームセンター・ボウリング場・カラオケボックス・まんが喫茶・インターネットカフェの営業者は

夜間に青少年を当該施設に立ち入らせてはなりません。(16歳未満の者 午後7時から翌日の午前5時)

＜夜間に外出させない保護者の努力義務＞

条例第25条

保護者は通勤・通学その他正当な理由がある場合を除き、夜間に青少年を外出させないように努めなければなりません。

(16歳未満の者 午後8時から翌日の午前4時)

＜夜間の連れ出し等の禁止＞

条例第41条

何人も保護者の承諾等を得ずに夜間(上記の時間帯)に青少年を連れ出し、同伴し、とどめてはいけません。(電話、メール等での呼び出しによる場合も含みます。)